3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先
〒329―0412 栃木県下野市柴1400―４　日本中央競馬会　競走馬総合研究所　総務課　ＴＥＬ0285―44―0090
⑵　入札説明書の交付方法　上記３の⑴の交付場所において交付する。
⑶　入札説明会の日時および場所　令和７年11月６日（木）13時30分　上記３の⑴の住所内
⑷　入札、開札の日時および場所　令和７年11月27日（木）13時30分　上記３の⑴の住所内
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語および通貨　日本語および日本国通貨
⑵　入札保証金および契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提示した入札書および入札条件に違反した入札書は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書の作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　上記２の要件を満たした業者であって、本会が作成した予定価格の範囲で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Hajime Ohmura Vice Director of Equine Research Institute of JAPAN RACING ASSOCIATION
⑵　Classification of the products to be Procured : 1
⑶　Nature and quantity of the products to be required : Mixed feeds for horse and bedding
⑷　Delivery period : As shown in the tender documentation.
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : A, B, C or D
⑺　Time limit of tender : By 13 : 30　27 November 2025
⑻　Contact Information : General Affairs Section, JAPAN RACING ASSOCIATION, Equine Research Institute, 1400―4, Shiba, Shimotsuke-shi, Tochigi-ken 329―0412 Japan TEL 0285―44―0090

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年10月６日
支出負担行為担当官
北海道開発局開発監理部長　梶本　洋之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
○開発営繕第１号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　函館地方合同庁舎改修25建築その他工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　北海道函館市
⑷　工事内容　本工事は、既存庁舎の改修を行う工事である。
建物用途　庁舎
構造・階数　鉄筋コンクリート造　地上７階　地下１階塔屋２階
建物規模　延べ面積　8,430㎡
工事内容　外壁改修、建具改修、他
⑸　工期　工事の始期から518日間（但し、工事の始期は、令和８年４月１日までの間で設定すること。）
本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
⑹　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑺　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
⑻　本工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事に該当する場合、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。
⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
⑽　本工事の予定価格が１億円以上の場合において、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
⑾　本工事は、入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。予定価格の算定に必要な項目について見積価格を記載した見積価格書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする工事である。
なお、提出を求める項目は直接工事費のうち、防水撤去、外壁撤去、外壁改修（複層塗材）、内装撤去、躯体改修、電気設備取外し再取付け及び撤去、仮設、機械設備取外し再取付け及び撤去とする。
⑿　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。
⒀　遠隔地からの建設資材等の調達費用に対する積算方法等について　本工事は、遠隔地からの建設資材等の調達に係る費用について、調達の実態を反映し契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。
⒁　遠隔地からの労働者確保に要する費用に対する積算方法等について　本工事は、遠隔地からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。
⒂　現場代理人の常駐義務の緩和　現場代理人の工事現場における常駐義務は、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間等について、一定の要件の下で緩和される。
⒃　本工事は、発注者に提出する工事書類の簡素化を図る工事である。
⒄　本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休２日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休２日促進工事である。詳細は現場説明書「工事における週休２日の促進について」による。
⒅　本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する工事である。
⒆　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、現場説明書による。
⒇　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
(21)　本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。
(22)　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体。
なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。